



# 2021年助成金制度のご紹介

## 1 65歳超雇用推進助成金

### ■概要

生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引き上げや高齢者の雇用管理制度の整備等、高齢者の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成し、高齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。

3つのコースで形成されており、ここではそのうちの1つ「65歳超継続雇用促進コース」について説明いたします。

### ■支給金額

定年引上げ等の措置の内容や年齢の引き上げ幅等に応じて、下記のように金額を支給します。

### ■65歳超継続雇用促進コース

A. 65歳以上への定年の引上げ、B. 定年の定め廃止

※雇用保険の被保険者です

措置内容 60歳以上 ※被保険者数	65歳	66歳～69歳に引き上げ		定年の引き上げ(70歳以上) 又は 定年の定め廃止
		<5歳未満>	<5歳以上>	
10人未満	25万円支給	30万円支給	85万円支給	120万円支給
10人以上	30万円支給	35万円支給	105万円支給	160万円支給

### ■支給要件

- ① 制度を規定した際に経費(社労士等のコンサルタント等)を要し、かつ、就業規則を整備していること。
- ② 支給申請日の前日に1年以上継続して雇用されている者であって、60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
- ③ 高齢雇用等推進者の選任及び健康管理の配慮等、高齢者雇用管理に関する措置を実施していること。

## 2 テレワーク・マスター企業支援奨励金

### ■概要

主催	支給概要
公益財団法人 東京しごと財団	感染症の拡大防止と経済活動の両立に向け、人流の抑制に有効なテレワークの更なる普及と定着を図るため、都内中小企業等が取り組む下記に掲げる事業に対して奨励金を支給します。

### ■奨励金の対象となる取組

奨励事業	テレワーク定着トライアル期間	内容説明
テレワーク・マスター 企業支援事業	令和3年5月12日～10月31日	テレワーク実施期間(1ヶ月/31日間、2ヶ月/62日間、3ヶ月/92日間)を設定し、テレワーク可能な労働者数のうち「週3日・社員の7割以上」のテレワークを実施。

### ■申請手順

申請・奨励金支給は以下①～③を全て満たす必要があります。

- ① 「テレワーク東京ルール」の公式HP (<https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/>) で「実践企業宣言」に登録する
- ② テレワーク・マスター企業支援事業の公式HP (<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/telework/master/>) のマイページに「計画エントリーシート」(HPからダウンロード可能)をアップロードする
- ③ テレワークの実施 ▶ 審査後「テレワーク・マスター企業」認定・奨励金支給

### ■奨励金支給額

テレワークの実施人数(1日平均)	テレワーク実施1ヶ月(31日間)	テレワーク実施2ヶ月(62日間)	テレワーク実施3ヶ月(92日間)
70人以上	25万円支給	50万円支給	80万円支給
50人以上	15万円支給	35万円支給	60万円支給
30人以上	10万円支給	20万円支給	40万円支給
1～30人未満	7万円支給	13万円支給	20万円支給
小規模企業特例	5万円支給	7万円支給	10万円支給

## CONTENTS

01. 7月から電子納税証明書取得がPDFで取得可  
電子委任状の添付により代理受領も可能に
02. 家族信託制度について ②
03. 市場区分の見直しと移行について
04. 2021年助成金制度のご紹介

**NTS総合コンサルティンググループ**  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701  
電話 03(6212)2330 HP:<http://nts-cgr.jp/>

- NTS総合税理士法人
- NTS総合弁護士法人
- NTS総合司法書士法人
- 監査法人 アイリス
- NTS総合社会保険労務士法人
- NTS丸の内社会保険労務士法人



NTS総合コンサルティンググループ  
代表 吉井 清信

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、長引くコロナ禍で日本全体に閉塞感が漂っていますが、高齢者のみならず全ての国民に対してワクチン接種が加速化し、一日でも早く日常を取り戻したいものです。

ところで最近、「ジェンダー」の問題が日本でも取り上げられることが多くなっています。生物学的な性差とは異なる、社会的・文化的な性差を「ジェンダー」といいますが、世界経済フォーラム(WEF)が2021年3月に発表した「ジェンダーギャップ指数ランキング」で日本は120位と先進7カ国では最下位、女性の社会的地位が十分に確立されているとはいえないアフ

リカ諸国の方が上を行っている状況です。このような状況を解消していくには、家庭や学校など、あらゆる場で幼少期から刷り込まれた「男らしさ」「女らしさ」という古い価値観を変えていく働きかけが必要だと考えられます。企業としては、ジェンダー平等に取り組むことで、労働力不足や生産性の向上、経営や事業への多様な視点などが期待されます。コロナ禍でDX(デジタルトランスフォーメーション)が喫緊の課題となっていますが、それと同様に、女性の力をどう活かせるかが今後の企業の成長・発展のポイントといえます。そして、その課題克服のためには、何よりも我々自身の価値観も変えていくことが重要だと思われま

## 会計・税務 NTS総合税理士法人

# 7月から電子納税証明書がPDFで取得可 電子委任状の添付により代理受領も可能に

金融機関からの融資や自治体の入札などの場面で提出を求められる納税証明書は、申請者がオンラインで交付請求すれば、書面又はデータで納税証明書を取得することができました。しかし従来のデータ形式(XML形式)の電子納税証明書は、申請時に電子署名及び電子証明書が必要であり、紙に印刷すると納税証明書として使用できず、あまり使い勝手の良いものではありませんでした。また、書面での提出が必要な場合は、その都度、書面での交付請求手続を郵送又は窓口でする手間がかかりました。

そこで令和2年度に見直しが行われ、令和3年7月1日から、オンラインで交付請求できる電子納税証明書の形式にPDFファイルが加わりました。

令和2年度改正で見直されたのは、下記の2点です。

令和2年度改正で見直されたのは、下記の2点です。

- ① 申請者が電子納税証明書を印刷して使用しても真正性を担保できる措置を講じた電子納税証明書 (PDFファイル形式) の発行
- ② 代理人による電子データの受領  
国税庁が発行する電子納税証明書 (PDFファイル形式) にはプリンターで印刷可能な偽造防止技術が措置されており、紙

に印刷しても納税証明書として使用できます。また、従来のオンラインによる交付請求では、税理士等の代理人が電子委任状を送付できず、電子納税証明書を代わりに受け取ることができませんでしたが、税務代理人が交付請求時に電子委任状を添付することで、関与先の電子納税証明書を代理受領できるようになりました。

## 電子納税証明書の発行手続は e-Tax から簡単6つのステップで

申請者は、e-Taxソフト (web版) で電子納税証明書の発行手続を行います (e-Taxへの登録及びログインが必要です)。

電子納税証明書 (PDFファイル形式) には、従来の税務署長等の電子署名及び電子証明書の受信に代えて、真正性を担保するためのQRコードが付されています。書面の納税証明書の提出先が複数ある場合でも、電子納税証明書の期限内であれば、取得したPDFデータを印刷することで何度でも使用が可能となります。

- 1 パソコンからe-Taxソフト (web版) にログインし、「申告・申請・納税 >>こちらから」をクリックする
- 2 「新規作成」▶「納税証明書の交付請求」▶「交付方法の選択」で「2.納税証明書を電子ファイルで受け取る」▶次へ
- 3 「交付ファイルの種類を選択」で「1.PDF形式」、「請求方法の選択」で自身の納税証明書か、代理で取得するかを選択
- 4 「提出先税務署等の入力」▶「証明書の種類の選択、入力」▶「証明書の使用目的の選択」▶「入力内容の確認・訂正」で内容を確認▶電子証明書を付与して送信
- 5 e-Taxのメッセージボックスに納付番号などが送られてきたらインターネットバンキング等で手数料を納付する
- 6 税務署から受領した電子納税証明書 (PDFファイル形式) をe-Taxのメッセージボックスからダウンロードする

## 家族信託制度について ②

### 1 遺言代用信託

今回は家族信託制度について任意後見制度との比較の観点から説明させていただきました。今回は、遺言代用信託について説明させていただきます。遺言代用信託とは、文字通り「遺言の代わりになる信託契約」を指します。具体的には、委託者 (被相続人) の死亡を効力発生条件として、信託契約により、受託者が遺産を受益者 (主として相続人) のために信託契約に従って管理・運用する制度です。

### 2 遺言との比較

遺言書は相続財産を被相続人の意思に従って相続させる有用な制度です。しかし、例えば子供がいない夫婦において、夫が、妻が亡くなるまでは妻に自宅を暮らしてほしいが、妻が亡くなった後は自分の弟に自宅を引き継ぎたい、と思っている場合、通常の遺言では対処できません。なぜなら、遺言により夫から妻に自宅が相続されると、その自宅は妻の固有財産となるため、その後妻が亡くなった時には「妻の相続人」が相続すべき財産となるため、夫の弟は相続人とならないためです。

夫の遺言だけでは、亡き夫の弟は、夫の自宅を最終的に相続できないこととなります。

これに対して、信託契約によるならば、夫は、「自分の死後は妻 (第一受益者) に自宅を暮らしてもらい、妻が亡くなった場合には弟 (第二受益者) が自宅に暮らす」という内容の信託契約を締結し、そのような契約の執行を弟 (受託者) に任せることができます。これにより、夫が生前に信託契約を弟と締結することにより、妻の居住権を確保しつつ、最終的に夫の一族である弟に自宅を引き継ぐことができることとなります。

つまり、遺言では、夫が死亡した第一相続の後に生じる妻の死亡による相続 (数時相続) には対応できないが、信託契約によるならば、このような数次相続についても対応できることとなります。その意味で、信託契約による場合、柔軟に相続財産の承継を行うことができるものといえます。

### 3 家族信託契約を締結するための手続き

信託契約を締結するためには、委託者 (主として被相続人) と受託者が公正証書に赴き、公正証書に署名押印する手続きが必要となります。これにより、信託契約が公正証書化されます。



NTS総合弁護士法人

## 市場区分の見直しと移行について

令和4年4月4日、東京証券取引所 (JPX) の「市場第一部」「市場第二部」「マザーズ・JASDAQ (スタンダード/グロス)」の市場区分が、「プライム市場」「スタンダード市場」「グロス市場」の3つの市場区分 (新市場区分) に見直し、移行されることになりました。今回は、新市場区分の各市場のコンセプトについて、JPXが作成した「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について—第二次制度改革事項に関するご説明資料—」を基に、新市場区分についてご説明します。

### 1 新市場区分コンセプト

#### ●プライム市場

多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額 (流動性)、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話を中心に据えて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場。

#### ●スタンダード市場

公開された市場における投資対象として一定の時価総額 (流動性) を持ち、上場企業としての基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場。

#### ●グロス市場

高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ、一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの市場。

### 2 新市場区分への移行スケジュール

令和3年6月30日を移行基準日として、JPXから上場会社に対して、市場区分の選択に際し必要な手続や提出書類等が同年7月30日までに通知されます。なお、7月9日 (予定) にJPXによる適合状況の一次判定がなされ、この判定で上場維持基準を充たしていなかった場合には、該当上場会社において追加報告を行い、適合状況の二次判定を受けるという流れになります。

信託契約が公正証書化されると、不動産については信託登記申請により受託者名義に信託登記がなされ、預貯金は信託用の受託者名義の口座を開設したうえで信託財産が受託者に託されることとなります。

家族信託契約を締結する場合、契約は比較的長期間にわ

その後、令和3年9月から12月にかけて、各上場会社において、新市場区分の上場維持基準と改訂コーポレートガバナンス・コード (改訂CGコード) を踏まえ、新市場区分の選択申請に係る手続を行います。

令和4年1月中旬に各上場会社が所属する新市場区分がJPXの公式ホームページにて公表され、令和4年4月4日に新市場区分へ一斉移行 (移行日) となります。

### 3 改訂CGコードと新市場区分

新市場区分の選択申請に係る提出書類のなかに、コーポレート・ガバナンスに関する報告書があります。この報告書は、改訂CGコードの内容を反映して作成する必要があります。

新市場区分に応じたコンプライ・オア・エクスプレインの対象範囲について、「プライム市場」及び「スタンダード市場」では全原則が、「グロス市場」では基本原則のみが対象となります。

改訂CGコードは、独立社外取締役の任用割合の増加、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用を求める等組織体制に関わる事項、サステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針の策定を求める等事業に関わる事項など16の原則について改訂が行われており、いずれも実務に与える影響が大きいものになっています。

以上、本稿では概要のご紹介となりますが、詳しくは、JPXの公式HP (<https://www.jpx.co.jp/>) をご覧ください。

たることや、委託者個々の財産状況によってふさわしい契約内容が異なることから、専門家への相談が不可欠なものといえます。そのため、専門家主導で信託契約書の作成及び契約の締結を進めることが有用です。信託契約にご興味がある方は、是非一度当方までご相談ください。